

表24 調査書等から判明した通報因発生時の重大な他害行為以外の行為

通報全数	一般人申請		警察官通報		検察官通報		保護観察所長通報		矯正施設長通報		精神病院管理者の届出		知事職務診察	
	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%
傷害	2	0.5	16	1.4	180	18.6	0	0.0	18	5.4	0	0.0	0	0.0
暴行	1	0.2	25	2.3	62	6.4	0	0.0	2	0.6	1	2.9	0	0.0
恐喝	0	0.0	1	0.1	2	0.2	1	20.0	5	1.5	0	0.0	0	0.0
窃盗犯	0	0.0	5	0.5	165	17.0	0	0.0	64	19.1	0	0.0	0	0.0
知能犯	0	0.0	0	0.0	29	3.0	0	0.0	17	5.1	0	0.0	0	0.0
風俗犯	0	0.0	1	0.1	28	2.9	0	0.0	7	2.1	0	0.0	0	0.0
覚醒剤取締法違反	0	0.0	2	0.2	21	2.2	1	20.0	32	9.6	0	0.0	0	0.0
銃刀法違反	0	0.0	8	0.7	107	11.1	0	0.0	6	1.8	0	0.0	0	0.0
公務執行妨害	0	0.0	3	0.3	26	2.7	0	0.0	3	0.9	0	0.0	0	0.0
その他	1	0.2	11	1.0	292	30.2	0	0.0	40	11.9	0	0.0	0	0.0
問題行動	375	90.1	988	89.1	-	-	0	0.0	-	-	29	82.9	39	55.7
上記に該当する行為なし	10	2.4	77	6.9	16	1.7	2	40.0	0	0.0	0	0.0	7	10.0
記載なし	28	6.7	0	0.0	159	16.4	1	20.0	177	52.8	5	14.3	24	34.3
(全数)	416	100.0	1109	100.0	988	100.0	5	100.0	335	100.0	35	100.0	70	100.0
診察群														
傷害	1	0.3	13	1.7	146	20.3	0	0.0	8	9.4	0	0.0	0	0.0
暴行	1	0.3	16	2.1	46	6.4	0	0.0	1	1.2	1	3.0	0	0.0
恐喝	0	0.0	1	0.1	2	0.3	0	0.0	2	2.4	0	0.0	0	0.0
窃盗犯	0	0.0	4	0.5	97	13.5	0	0.0	22	25.9	0	0.0	0	0.0
知能犯	0	0.0	0	0.0	15	2.1	0	0.0	7	8.2	0	0.0	0	0.0
風俗犯	0	0.0	0	0.0	19	2.6	0	0.0	3	3.5	0	0.0	0	0.0
覚醒剤取締法違反	0	0.0	1	0.1	20	2.8	1	50.0	18	21.2	0	0.0	0	0.0
銃刀法違反	0	0.0	7	0.9	86	11.9	0	0.0	2	2.4	0	0.0	0	0.0
公務執行妨害	0	0.0	3	0.4	17	2.4	0	0.0	1	1.2	0	0.0	0	0.0
その他	0	0.0	8	1.1	218	30.3	0	0.0	13	15.3	0	0.0	0	0.0
問題行動	292	90.7	682	90.9	-	-	0	0.0	-	-	27	81.8	39	55.7
上記に該当する行為なし	7	2.2	35	4.7	10	1.4	1	50.0	0	0.0	0	0.0	7	10.0
記載なし	22	6.8	0	0.0	139	19.3	0	0.0	22	25.9	5	15.2	24	34.3
(全数)	322	100.0	750	100.0	720	100.0	2	100.0	85	100.0	33	100.0	70	100.0
非診察群														
傷害	1	1.1	3	0.8	34	13.7	0	0.0	10	4.0	0	0.0	-	-
暴行	0	0.0	9	2.5	16	6.5	0	0.0	1	0.4	0	0.0	-	-
恐喝	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	33.3	3	1.2	0	0.0	-	-
窃盗犯	0	0.0	1	0.3	68	27.4	0	0.0	42	16.8	0	0.0	-	-
知能犯	0	0.0	0	0.0	14	5.6	0	0.0	10	4.0	0	0.0	-	-
風俗犯	0	0.0	1	0.3	9	3.6	0	0.0	4	1.6	0	0.0	-	-
覚醒剤取締法違反	0	0.0	1	0.3	1	0.4	0	0.0	14	5.6	0	0.0	-	-
銃刀法違反	0	0.0	1	0.3	21	8.5	0	0.0	4	1.6	0	0.0	-	-
公務執行妨害	0	0.0	0	0.0	9	3.6	0	0.0	2	0.8	0	0.0	-	-
その他	1	1.1	3	0.8	74	29.8	0	0.0	27	10.8	0	0.0	-	-
問題行動	83	88.3	306	85.2	-	-	0	0.0	-	-	2	100.0	-	-
上記に該当する行為なし	3	3.2	42	11.7	6	2.4	1	33.3	0	0.0	0	0.0	-	-
記載なし	6	6.4	0	0.0	20	8.1	1	33.3	155	62.0	0	0.0	-	-
(全数)	94	100.0	359	100.0	248	100.0	3	100.0	250	100.0	2	100.0	0	-

注) 矯正施設長通報群では、通報因発生時の重大な他害行為以外の行為の有無に代えて今回矯正施設に収容されるきっかけとなった行為が発生した時の重大な他害行為以外の行為の有無を調べた。

表25 通報時の問題行動の内訳

	一般人申請		警察官通報		保護観察所長通報		精神病院管理者の届出		知事職務診察	
	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%
通報全数	302	72.6	751	67.7	0	0.0	20	57.1	25	35.7
対象他者あり	6	1.4	88	7.9	0	0.0	3	8.6	2	2.9
対象器物あり	67	16.1	149	13.4	0	0.0	6	17.1	12	17.1
対象自分あり	41	9.9	121	10.9	5	100.0	6	17.1	31	44.3
なし	416	100.0	1109	100.0	5	100.0	35	100.0	70	100.0
診察群	226	70.2	516	68.8	0	0.0	19	57.6	25	35.7
対象他者あり	5	1.6	62	8.3	0	0.0	2	6.1	2	2.9
対象器物あり	61	18.9	104	13.9	0	0.0	6	18.2	12	17.1
対象自分あり	30	9.3	724	96.5	2	100.0	6	18.2	31	44.3
なし	322	100.0	750	100.0	2	100.0	33	100.0	70	100.0
非診察群	76	80.9	235	65.5	0	0.0	1	50.0	-	-
対象他者あり	1	1.1	26	7.2	0	0.0	1	50.0	-	-
対象器物あり	6	6.4	45	12.5	0	0.0	0	0.0	-	-
対象自分あり	11	11.7	359	100.0	3	100.0	0	0.0	-	-
なし	94	100.0	359	100.0	3	100.0	2	100.0	0	-

表26 過去における犯罪または問題行為の有無

	一般人申請		警察官通報		検察官通報		保護観察所長通報		矯正施設長通報		精神病院管理者の届出		知事職務診察	
	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%
通報全数	4	1.0	9	0.8	33	3.4	0	0.0	5	1.5	5	14.3	1	1.4
重大な他害行為あり	17	4.1	51	4.6	216	22.3	3	60.0	94	28.1	8	22.9	2	2.9
重大な他害行為ではない犯罪行為あり	254	61.1	436	39.3	127	13.1	0	0.0	20	6.0	12	34.3	11	15.7
問題行為のみ	2	0.5	1	0.1	25	2.6	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
犯罪行為・問題行為なし	139	33.4	612	55.2	567	58.6	2	40.0	216	64.5	10	28.6	56	80.0
記載なし	416	100.0	1109	100.0	988	100.0	5	100.0	335	100.0	35	100.0	70	100.0
合計														
診察群	2	0.6	7	0.9	30	4.2	0	0.0	3	3.5	5	15.2	1	1.4
重大な他害行為あり	12	3.7	41	5.5	163	22.6	1	50.0	34	40.0	8	24.2	2	2.9
重大な他害行為ではない犯罪行為あり	190	59.0	304	40.5	93	12.9	0	0.0	6	7.1	12	36.4	11	15.7
問題行為のみ	2	0.6	0	0.0	18	2.5	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
犯罪行為・問題行為なし	116	36.0	398	53.1	416	57.8	1	50.0	42	49.4	8	24.2	56	80.0
記載なし	322	100.0	750	100.0	720	100.0	2	100.0	85	100.0	33	100.0	70	100.0
合計														
非診察群	2	2.1	2	0.6	3	1.2	0	0.0	2	0.8	0	0.0	-	-
重大な他害行為あり	5	5.3	10	2.8	53	21.4	2	66.7	60	24.0	0	0.0	-	-
重大な他害行為ではない犯罪行為あり	64	68.1	132	36.8	34	13.7	0	0.0	14	5.6	0	0.0	-	-
問題行為のみ	0	0.0	1	0.3	7	2.8	0	0.0	0	0.0	0	0.0	-	-
犯罪行為・問題行為なし	23	24.5	214	59.6	151	60.9	1	33.3	174	69.6	2	100.0	-	-
記載なし	94	100.0	359	100.0	248	100.0	3	100.0	250	100.0	2	100.0	0	-
合計														

(注)矯正施設長通報群は、今回矯正施設に収容されるきっかけとなった行為より以前の犯罪または問題行為について調べた。

表27 措置診察の要否(事前調査書による)

	一般人申請		警察官通報		検察官通報		保護観察所長通報		矯正施設長通報		精神病院管理者の届出		知事職務診察	
	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%
通報全数	263	63.2	609	54.9	544	56.2	2	40.0	64	19.1	22	62.9	49	70.0
要措置診察	88	21.2	194	17.5	209	21.6	3	60.0	245	73.1	1	2.9	0	0.0
措置診察不要	65	15.6	306	27.6	215	22.2	0	0.0	26	7.8	12	34.3	21	30.0
記載なし	416	100.0	1109	100.0	968	100.0	5	100.0	335	100.0	35	100.0	70	100.0
合計	263	81.7	609	81.2	541	75.1	2	100.0	64	75.3	22	66.7	49	70.0
診察群	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
要措置診察	59	18.3	141	18.8	179	24.9	0	0.0	21	24.7	11	33.3	21	30.0
措置診察不要	322	100.0	750	100.0	720	100.0	2	100.0	85	100.0	33	100.0	70	100.0
合計	0	0.0	0	0.0	3	1.2	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
非診察群	88	93.6	194	54.0	209	84.3	3	100.0	245	98.0	1	50.0	-	-
要措置診察	6	6.4	165	46.0	36	14.5	0	0.0	5	2.0	1	50.0	-	-
措置診察不要	94	100.0	359	100.0	248	100.0	3	100.0	250	100.0	2	100.0	0	0.0
合計														

表28 措置診察の要否決定の根拠の記載

	一般人申請		警察官通報		検察官通報		保護観察所長通報		矯正施設長通報		精神病院管理者の届出		知事職務診察	
	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%
通報全数	222	53.4	438	39.5	400	41.3	2	40.0	243	72.5	10	28.6	12	17.1
記載あり	194	46.6	671	60.5	568	58.7	3	60.0	92	27.5	25	71.4	58	82.9
記載なし	416	100.0	1109	100.0	968	100.0	5	100.0	335	100.0	35	100.0	70	100.0
合計	145	45.0	266	35.5	230	31.9	0	0.0	31	36.5	9	27.3	12	17.1
診察群	177	55.0	484	64.5	490	68.1	2	100.0	54	63.5	24	72.7	58	82.9
記載あり	322	100.0	750	100.0	720	100.0	2	100.0	85	100.0	33	100.0	70	100.0
記載なし	77	81.9	172	47.9	170	68.5	2	66.7	212	84.8	1	50.0	-	-
非診察群	17	18.1	187	52.1	78	31.5	1	33.3	38	15.2	1	50.0	-	-
記載あり	94	100.0	359	100.0	248	100.0	3	100.0	250	100.0	2	100.0	0	0.0
記載なし														
合計														

図1：措置診察実施割合別にみた都道府県・政令指定都市数の内訳（一般人申請）

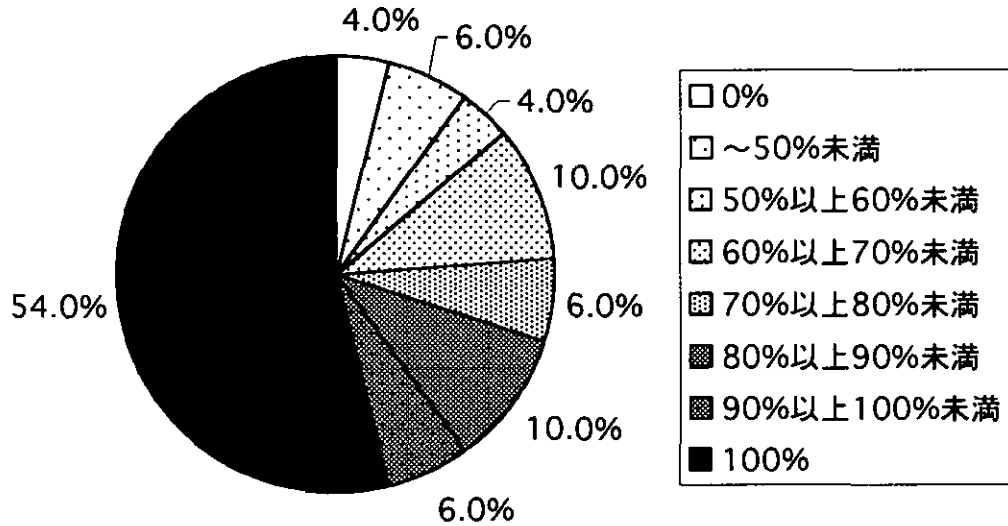


図2：要措置の割合別にみた都道府県・政令指定都市数の内訳（一般人申請）

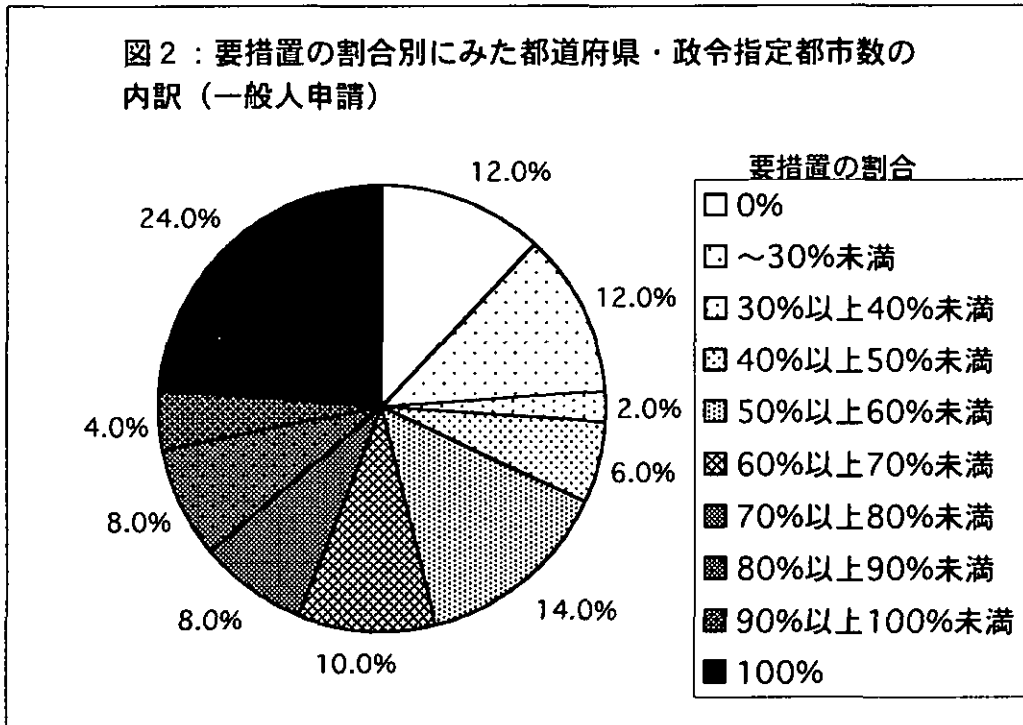
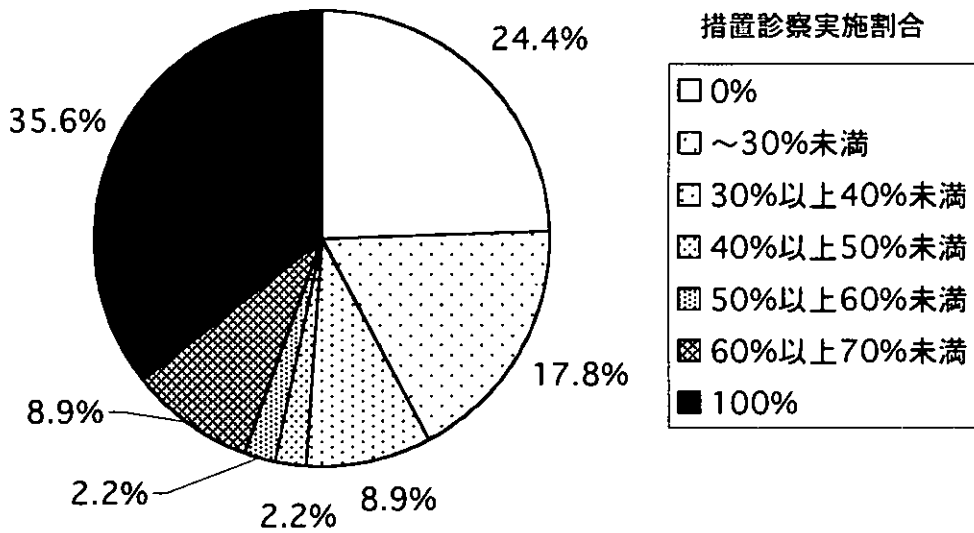
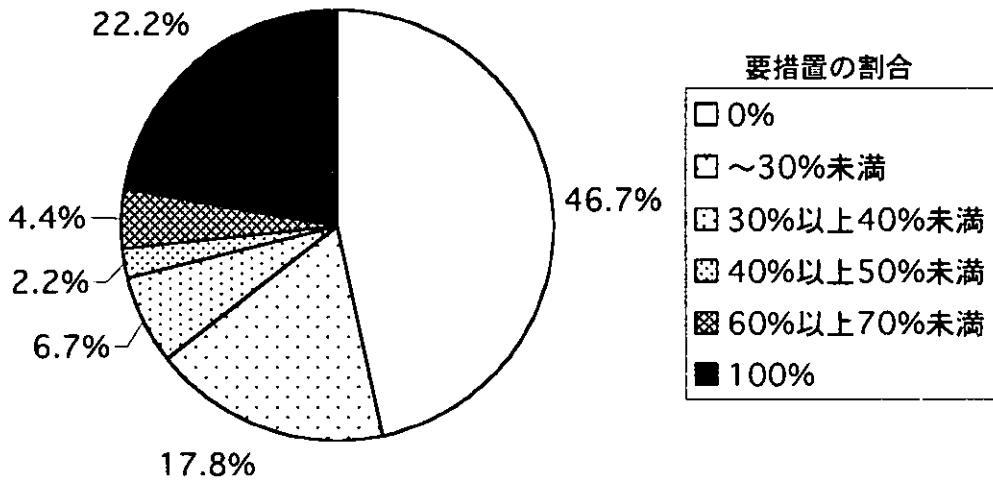


図3：措置診察実施割合別にみた都道府県・政令指定都市数の内訳（矯正施設長通報）



注) 凡例中表示されていない区間は、その区間に該当する都道府県・政令指定都市が存在しなかったことを示す

図4：要措置の割合別にみた都道府県・政令指定都市数の内訳（矯正施設長通報）



注) 凡例中表示されていない区間は、その区間に該当する都道府県・政令指定都市が存在しなかったことを示す

資料1

ID番号 _____ 性別 1.男 2.女 通報時の年齢 _____ 歳

事件のあった年月日 (元号)	年 月 日	
逮捕 (保護) の年月日 (元号)	年 月 日	
通報の年月日 (元号)	年 月 日	
通報書の受理の年月日 (元号)	年 月 日	
精神科受療歴	ライフタイム 現在 (3ヵ月以内)	
精神科入院歴	1.あり 0.なし 99.記載なし 1.あり 0.なし 99.記載なし	
精神科通院歴	1.あり 0.なし 99.記載なし 1.あり 0.なし 99.記載なし	
措置入院歴	1.あり 0.なし 99.記載なし	
精神科的診断 (疑いも含む)	《あてはまるもの全てに○》	
これまでの診断 《分類が困難な場合はその他に記載》	1.器質性精神障害 2.アルコール 3.覚醒剤 4.精神分裂病圏 5.気分障害 6.人格・行動の障害 7.知的障害 9.その他の障害 () 10.障害を疑わせる記述 () 0.精神障害なし 99.記載なし	
現在の診断 《分類が困難な場合はその他に記載》	1.器質性精神障害 2.アルコール 3.覚醒剤 4.精神分裂病圏 5.気分障害 6.人格・行動の障害 7.知的障害 9.その他の障害 () 10.障害を疑わせる記述 () 0.精神障害なし 99.記載なし	
痴呆の有無	1.あり 2.なし 99.記載なし	
通報 因 発生 時*	精神障害を疑うにたる状況	1.あり《書類の該当部分を黄色でマークせよ》 0.なし 99.記載なし
	自傷行為 (既遂、未遂、恐れに関わらず)	1.あり《書類の該当部分を水色でマークせよ》 0.なし 99.記載なし
	他害行為 (既遂、未遂、恐れに関わらず)	1.あり《書類の該当部分を赤色でマークせよ》 0.なし 99.記載なし
	アルコールの使用を疑うにたる状況	1.あり () 0.なし 99.記載なし
	薬物の使用を疑うにたる状況	1.あり () 0.なし 99.記載なし
通報時の所在	1.精神科入院中 2.勾留中・収監中 3.在宅など (施設も含む) 4.その他 () 5.発見地 99.記載なし	
(簡易)鑑定実施の有無	1.あり 0.なし 99.記載なし	
措置診察前の簡易鑑定以外の精神科的診察	1.あり 0.なし 99.記載なし	
今回申請以前の司法処分の有無	1.あり () 0.なし 99.記載なし	
通報因発生時*)の凶悪な (犯罪) 行為の有無 (未遂は含みません) 《あてはまるもの全てに○》	1.殺人 (親族 知人 それ以外 不明) 2.放火 (親族 知人 それ以外 不明) 3.強姦 (親族 知人 それ以外 不明) 4.強盗 (親族 知人 それ以外 不明) 0.凶悪な犯罪行為なし 99.記載なし	
通報因発生時*)のそれ以外の (犯罪) 行為 の有無 (未遂は含みません) 《あてはまるもの全てに○。ただし問題行動 (11から13)は、他者>器物>自分の優先順 位で単一選択》	1.傷害 (親族 知人 それ以外 不明) (致死 致傷 不明) 2.暴行 (親族 知人 それ以外 不明) 3.恐喝 4.窃盗犯 5.知能犯 6.風俗犯 7.覚醒剤取締法違反 8.銃刀法違 反 9.公務執行妨害 10.その他 () 11.問題行動 (対象他者) 12.問題行動 (対象器物) 13.問題行動 (対象 自分) 0.犯罪なし 99.記載なし	
過去における犯罪または問題行為*	1.凶悪な犯罪行為あり 2.凶悪ではないが犯罪行為はあった 3.犯罪行為はな かったが、問題行為はあった 4.犯罪行為も問題行為もなかった 99.記載なし	
措置診察の要否	1.要措置診察 2.措置診察不要 99.記載なし	
措置診察の要否決定の根拠の記載	1.記載あり《書類の該当部分を緑色でマークせよ》 0.記載なし	

*) 通報因発生時とは、今回の通報もしくは申請の原因となる出来事が起こった時点のことです。

** 凶悪な犯罪行為とは、殺人・放火・強姦・強盗、凶悪ではない犯罪行為とは、傷害・暴行・恐喝・窃盗犯・知能犯・風俗犯

在る書類に○無い書類には×をつけてください

通報書	簡易鑑定書	調査書
供述調書	鑑定書	その他1 ()
その他2 ()	その他3 ()	その他4 ()

資料2

ID 番号

1. 措置不要の判断が下された直後の転帰について

該当しない事例の場合は以下に大きく×印をしてください

i. 通報または申請のあった年月日

平成 年 月 日

ii. 措置不要直後の転帰（該当するものの番号に一つ○）

1.任意入院 2.医療保護入院 3.精神科通院医療 4.精神科医療不要 5.その他（具体的に：）

iii. 医療保護入院から退院直後の転帰（該当するものの番号に一つ○）

1.任意入院 2.医療保護入院中 3.精神科通院医療 4.精神科医療不要 5.その他（具体的に：）

9.措置不要の判断直後に医療保護入院をしていない

iv. 不要後の保健所の訪問指導の指示（該当するものの番号に一つ○）

1.指示が出された 2.指示が出されなかった 9.不明

v. 不要後3ヵ月以内の訪問指導の実施の有無（該当するものの番号に一つ○）

1.実施された 2.実施されなかった 9.不明

2. 措置入院が解除された直後の転帰について

該当しない事例の場合は以下に大きく×印をしてください

i. 症状消退届の提出された年月日

平成 年 月 日

ii. 措置入院解除直後の転帰（該当するものの番号に一つ○）

1.任意入院 2.医療保護入院 3.精神科通院医療 4.精神科医療不要 5.その他（具体的に：）

iii. 医療保護入院から退院直後の転帰（該当するものの番号に一つ○）

1.任意入院 2.医療保護入院中 3.精神科通院医療 4.精神科医療不要 5.その他（具体的に：）

9.措置入院解除直後に医療保護入院をしていない

iv. 解除後の保健所の訪問指導の指示（該当するものの番号に一つ○）

1.指示が出された 2.指示が出されなかった 9.不明

v. 解除後3ヵ月以内の訪問指導の実施の有無（該当するものの番号に一つ○）

1.実施された 2.実施されなかった 9.不明

分担研究報告書

措置通報等に対する都道府県等の対応状況に関する研究

分担研究者 竹島 正

国立精神・神経センター精神保健研究所

平成 15 年度厚生労働科学研究（障害保健福祉総合研究事業）

措置入院制度の適正な運用に関する研究

分担研究報告書

措置通報等に対する都道府県等の対応状況に関する研究

－措置診察要否判断の事前調査ガイドラインのあり方に関する研究－

分担研究者 竹島 正（国立精神・神経センター精神保健研究所）
研究協力者 立森久照（国立精神・神経センター精神保健研究所）
三宅由子（国立精神・神経センター精神保健研究所）
小山智典（国立精神・神経センター精神保健研究所）
長沼洋一（国立精神・神経センター精神保健研究所）
宮田裕章（国立精神・神経センター精神保健研究所）
渡辺康子（千葉県市川保健所）
立石隆志（大阪府健康福祉部障害保健福祉室精神保健福祉課）
脇 節子（高知県健康福祉部健康対策課）
弘瀬 博（高知県健康福祉部健康対策課）
中路明伸（佐賀県厚生部健康増進課）
馬場弘子（佐賀県中部保健所）
岩松洋一（鹿児島県保健福祉部障害福祉課）
中村真一（神奈川県衛生部保健予防課）

研究要旨 本研究では、措置診察の要否判断のための事前調査を適正に実施し、かつ制度運用のモニタリングに役立つような事前調査ガイドライン案と事前調査書案を明らかにするため、5 府県（千葉県、大阪府、高知県、佐賀県、鹿児島県）の精神保健福祉主管課、保健所等の協力を得て、事前調査ガイドラインと事前調査書の試行調査を実施した。調査期間は平成 15 年 12 月 1 日から平成 16 年 2 月 15 日までの約 2.5 ヶ月で、事前調査の対象となったのは、第 23 条（一般人申請）1 例、第 24 条（警察官通報）11 例、第 25 条（検察官通報）1 例、第 26 条（矯正施設長通報）1 例の計 14 例であった。試行調査の結果、事前調査ガイドラインと事前調査書の書式案の提示は有用であるという認識は一致した。事前調査ガイドライン案の内容については、ガイドライン作成の目的と原則について述べたあと、事前調査書案とデータ票記載のマニュアルから構成することが必要と考えられた。事前調査書案は、精神障害の疑われる理由、自傷他害のおそれ、措置診察の要否判断の必須記載項目と、補助記載項目を区分してまとめ、文書決裁の際にわかりやすい書式として A3 用紙 1 枚にまとめることが適切かつ実用的と考えられた。また事前調査書にはデータ票を添付し、両者に共通の整理番号を付けて、事前調査、措置診察などの一連の業務が終わったあとでデータ票にコーディングを行い、データ票をもとにデータベースを構築していくことが、

制度運用のモニタリング、個人情報の保護さらには事務作業の効率化に役立つと考えられた。本研究の成果を、事前調査から措置解除、退院・社会復帰にいたる過程のモニタリングシステム構築に役立てていくことが望まれる。

A 目的

措置入院制度は、知事による行政処分であることから、厳正な運用が求められる。本研究では、これまで都道府県・政令指定都市における措置診察の要否判断の実態を、「通報書等」、「事前調査書」等の実態データをもとに分析してきた。この研究では、実態データの分析結果をもとに、措置入院制度運用の入り口にあたる、措置診察の要否判断のための事前調査を適正に実施し、かつ制度運用のモニタリングに役立つような事前調査ガイドラインと事前調査書の案（以下、事前調査ガイドライン案、事前調査書案という）を明らかにする。

B 方法

措置診察の要否判断の事前調査を、都道府県・政令指定都市の行政職員が適正に行うための事前調査ガイドライン案（以下、試行用ガイドライン案という）と事前調査書の書式案（以下、試行用調査書案という）を作成し、5 府県（千葉県、大阪府、高知県、佐賀県、鹿児島県）の精神保健福祉主管課、保健所等の協力を得て試行調査を実施し、その結果をもとに事前調査ガイドライン案と事前調査書案を作成した。

本研究の平成 14 年度の分析結果から、第 24 条（警察官通報）、第 25 条（検察官通報）による被通報者にも、通報の時点で指定医の診察を要しないことが明らかな事例や、事前調査によって指定医の診察の要否

判断を行うべき事例も相当数含まれていることがわかっている。このため試行用ガイドライン案には、全事例について事前調査書を作成し、指定医による診察の要否判断の根拠を明示する必要があると考えられた。このため試行用ガイドライン案においては、はじめに試行用ガイドライン案作成の目的と考え方、事前調査実施の原則について述べ、次いで試行用ガイドライン案の利用のための詳細（試行調査の対象と調査期間、事前調査書作成の実務、指定医による診察の実施状況の記載）について述べるという構成をとった。そして試行用ガイドライン案における事前調査書作成の実務、指定医による診察の実施状況の記述をもとに、試行用調査書案を作成した。

試行用調査書案は、事前調査書単独で措置診察の要否判断の理由が読み取れるよう、また将来の電子化を考慮して、データベースソフトを用いてのコーディングと短文のテキスト入力を並行して行うことで事前調査書が作成できるようにしていたが、実際の試行調査にはデータベースソフトの使用がなじまなかったため、紙ベースで行った。試行調査を依頼した事例数は各府県 3 事例の合計 15 事例で、12 月 1 日から 1 月末日までに措置診察要否判断の事前調査を行った事例のうち、各府県 3 事例について事前調査ガイドライン案の試行調査への協力を依頼した。

対象となる事例は、可能であれば 24 条

(警察官通報)とそれ以外を含むよう、また申請・通報が初回のものを含むよう依頼した。そのうえで実際の書面および研究会議における報告と意見交換によって、試行用ガイドライン案と試行用調査書案の使いやすさ、行政文書として使用する場合の問題点を把握し、15年度研究成果としての事前調査ガイドライン案と事前調査書案をまとめた。

(倫理面への配慮)

試行用事前調査書案は、府県から送付する前に氏名等の個別情報をマスクして送付するよう依頼した。また試行用事前調査書案の保管・管理は責任者のもとで厳重に行い、研究の終了後はすみやかに破棄することとした。研究の実施に関しては、主任研究者の所属する国立精神・神経センター倫理委員会武蔵地区部会において承認されている。

C 結果および考察

1 対象事例

5府県で計14事例について試行調査の協力を得ることができた。実際の試行調査期間は平成15年12月1日から平成16年2月15日までの約2.5ヵ月で、事前調査の対象となったのは第23条(一般人申請)1例、第24条(警察官通報)11例、第25条(検察官通報)1例、第26条(矯正施設長通報)1例の合計14例で、そのうち措置診察が実施されたのは12例(85.7%)であった。また措置入院歴の有無は、措置入院歴なし11例、不明3例であった。

以上のことから、当初に目標とした事例数をもとに、24条(警察官通報)とそれ以外を含むよう、また申請・通報が初回のも

のを含むよう依頼したことについても条件を満たしており、ある程度の多様さのなかで事前調査ガイドライン案と事前調査書案の検討を行うことができた。

2 試行用ガイドライン案と試行用調査書案の使いやすさ、行政文書として使用する場合の問題点

試行調査の結果、事前調査ガイドラインの作成と、事前調査書の書式の提示は必要であるという認識は一致していた。事前調査を行う場合の原則についての記載については、特に大きな意見の相違は示されなかったものの、研究班会議において十分に議論が尽くされたとはいえないので、さらに精査が必要と考えられた。このため今回提示の事前調査ガイドライン案には、試行用事前調査ガイドライン案に記載してあった事項から絞り込みを行った。

試行調査では、将来の電子化を考慮してデータベースソフトを使用して作成した試行用調査書案を紙ベースで使用したが、記載する項目が細かく分かれていたために、事前調査を行った者の思考および文書作成の過程と、試行用調査書案を記載していく作業の間にずれがあり、またデータベースソフトを使用して作成した書面を紙ベースで使用したためにページ数が多くなり、事務作業になじみにくいことがわかった。また事前調査書を文書決裁に利用する場合、精神障害の疑われる理由、自傷他害のおそれ、措置診察の要否判断の記載という、事前調査の骨格部分と、補助的な情報の記載欄が書式のなかに分散していると、骨格部分の記載は適正に行われていても、結果として相当数の項目が不明あるいは空白のま

まで残ることとなり、行政文書として利用しにくいことがわかった。

措置入院制度の実際の運用場面では、事前調査を行う段階で入手できている情報の質と量は一様ではなく、また事前調査と事前調査書作成に利用できる時間は限られている。事前調査においては、事前調査にあたる者の思考と文書作成過程に沿って、要点を簡潔に文書で記す形式が望ましいと考えられる。つまり事前調査対象者の氏名、年齢、家族の状態等の個人情報、措置診察の要否判断に欠くことのできない、精神障害の疑われる理由と自傷他害のおそれについての調査結果、措置診察要否の判断根拠を簡潔に記載する欄を見やすい位置に設けたうえで、補助的な情報に関しては事前調査書の末尾に記載欄を設け、情報の得られた範囲で記載する書式が適切と考えられた。

また事前調査書に記載された事項を数量的に分析し、事前調査の運用実態のモニタリングを行えるようにするために、事前調査、措置診察等の一連の行政事務が一段落した時点で、データのコーディングを行うためのデータ票案を設け、事前調査書案とデータ票案に共通の整理番号を付したうえで切り離し、事前調査の運用実態のモニタリング用のデータベース作成の基礎データを作成しておくことが、個人情報の保護のためにも適切であると考えられた。また事前調査の運用実態の分析には、本研究において事前調査の実態分析に使用したコーディングの経験が役に立つと考えられた。

以上のことから、事前調査ガイドライン案と事前調査書案のあり方は次のように整理することができる。

事前調査ガイドライン案は、ガイドライ

ン案作成の目的、考え方と原則について述べたあとに、事前調査書案とデータ票案記載のマニュアルを組み込むことが適切と考えられた。事前調査書案、データ票案の文書量は、事前調査書案 A3 用紙 1 枚、データ票案 A3 用紙 1 枚として 2 枚 1 組で使用し、事前調査書案に関しては、精神障害の疑われる理由、自傷他害のおそれ、措置診察の要否判断という記載必須項目と補助記載項目を区分してまとめ、文書決裁の際にわかりやすい書式とすることが望ましいと考えられた。また事前調査書とデータ票には共通の整理番号を付し、データ票からは個人を特定できないようにしたうえで、事前調査書は厳重に保管し、データ票をモニタリングのための入力に利用することが、個人情報の保護にも適切であると考えられた。

本研究の成果である事前調査等ガイドラインは下記のとおりで、調査書様式は添付資料のとおりである。

3. 事前調査ガイドライン案および事前調査書案

1) 事前調査ガイドライン案

(1) ガイドライン案作成の目的

措置入院制度とは、入院させなければその精神障害のために、自傷行為又は他害行為を引き起こすおそれがあると認めた場合に、都道府県知事によって入院措置をとる行政処分であることから、厳正な運用が求められる。このガイドライン案は、措置診察の要否判断の都道府県等における運用の実態を詳細に分析した結果をもとに、措置入院制度における事前調査をより適正に実施し、かつ事前調査の運用実態をモニタリングできるようにするために作成した。

(2) 事前調査等における一般的事項

措置診察の要否判断を行うための事前調査について、「改訂第2版精神保健福祉法詳解」には、第23条（一般人申請）から第27条の2（知事職務診察）の各条における調査の必要性に精粗があることを認めている。しかし措置入院制度の運用実態の分析結果によると、第24条（警察官通報）、第25条（検察官通報）による被通報者にも、通報の時点で指定医の診察を要しないことが明らかな事例や、事前調査によって指定医の診察の要否判断を行うべき事例が含まれており、事前調査書を作成することによって、指定医による診察の要否判断の根拠を明示する必要があることがわかった。

このことから、申請、通報または届出のあった全事例について事前調査書を作成する必要があると考えた。

このため、以下の方針を基本に、申請、通報または届出のあった全例について事前調査書を作成する。

- ① 申請、通報または届出の文書および状況を聴取した記録だけでなく、可能な限り対象者のいる現地に出向き、調査を行うことを原則とする。
- ② 事前調査は「精神障害を疑うにたる理由」と「自傷他害のおそれ」の有無を明らかにしたうえで、指定医による診察の要否を判断するために行うのであって、両者の因果関係を明らかにすることが目的ではない。
- ③ 面接前の状況把握の結果、申請、通報または届出の対象となった者の面接調査を行っているときに自傷他害行為が発生するお

それがあると判断した場合は、所属機関の上司、主管課担当者、精神科嘱託医等の助言を受け、警察署、救急隊等に連絡をとり、調査時の待機、同席等を依頼することを考慮する。

④ 第25条（検察官通報）に関しては、通報時にできるかぎり起訴前鑑定書を添付するよう要請する。

⑤ 覚醒剤等の違法性薬物の使用が疑われる場合は、捜査の継続を要請する。

⑥ 「精神障害を疑うにたる理由」があり「自傷他害行為」が認められる場合は指定医による診察を行う。事前調査時に、すでに精神障害と診断され、医療的介入が行われ、「精神障害を疑うにたる理由」および「自傷他害行為」が改善し、すでに指定医による診察を必要としない状態であると判断された場合は、指定医による診察を行わないことができる。この場合、医療状況と病状を主治医に確認する、保健所精神科嘱託医等の助言を得る、上司に報告のうえ判断を得る等、担当者の判断を確認する手続きを行う。前2者のいずれに属するとも判断できない場合は、基本的に指定医の診察を行う。

⑦ 措置診察を行うことに決定した場合は、措置診察にあたる指定医に、申請、通報又は届出の書類、事前調査書、第25条（検察官通報）の場合には起訴前鑑定書等、対象者の「精神障害を疑うにたる理由」および「自傷他害行為」の事実および実態が記述されている書類等を閲覧できるようにする。また措置診察を実施した場面の設定をデータ票に記載しておく。

⑧ 措置入院を行うことに決定した場合は、措置入院の要否判断に関する書類（調査書、

指定医による診察結果)は、措置入院を行う精神科病院における初回診察時に閲覧できるようにする。

⑨ 措置入院は知事による行政処分であることを踏まえて、措置入院段階、措置入院中、措置解除時における社会復帰支援の必要性を把握し、必要に応じて支援と見守りを行うよう配慮していく。

(3) 事前調査書案の項目と記載事項

① 整理番号

整理番号を記載する。

② 文書決裁の年月日

事前調査書を文書決裁にまわした年月日を記載する。

③ 所属、調査者

調査者の所属機関の名称、調査者の氏名を記載する。

④ 決裁事項

空欄を埋める。

⑤ 対象者

氏名(フリガナ)、性別、生年月日、年齢、現住所、住居の種類、現在地、保険、職業、事前調査における面接の有無を記載する。

⑥ 保護者または現に本人の保護の任にあっている者

氏名(フリガナ)、性別、生年月日、年齢、現住所、本人との続柄、職業、事前調査における面接の有無を記載する。

⑦ 事前調査年月日

空欄を埋める。

⑧ 生活歴、家族構成、家庭の状況等

簡潔に記載する。

⑨ 申請、通報または届出となった理由、問題行動、現在の状態等

できるだけわかりやすいことばで簡潔に記載する。記載にあたっては、「幻覚、妄想あるいは明白に病的と思われる行動(興奮や多動、重い持続する引きこもり等)の有無や程度」、「社会生活における状況認知や判断の障害の有無や程度」、「睡眠、栄養、清潔の保持、電気・水道・ガスの確保、寒暑・炎熱の防御など、基本的な生活の維持の困難の有無や程度」などを考慮して記載する。

自傷他害のおそれについては、内容と頻度を記載する。特に他害行為に関しては、本人が行った行為であることの実事確認の有無がわかるように記載する。第24条(警察官通報)、第25条(検察官通報)による通報書に本人が行った行為であると明確に記載されている場合は、本人による行為であることの実事確認はすでになされているものと判断する。

他害行為は、原則として刑罰法令に触れる程度の行為を記載する。

記載にあたっては、「精神保健及び精神障害者の福祉に関する法律第28条の2第1項の規定に基づき厚生大臣の定める基準」(昭和63年厚生省告示第百二十五号)にある他害行為は、「他の者の生命、身体、貞操、名誉、財産等又は社会的法益等に害を及ぼす行為(以下「他害行為」といい、原則として刑罰法令に触れる程度の行為をいう。)を引き起こすおそれがあると認められた場合に行うものとする」と記載されていること、同基準に例示されている他害行為は、殺人または未遂、傷害、暴行、性的問題行動、侮辱、器物破損、強盗、恐喝、窃盗、詐欺、放火、弄火等であることを考慮して記載する。

⑩ 主な治療歴

精神障害の治療歴の有無および診断、入退院・通院歴について枠内に記載する。

現在（3ヶ月以内）の精神障害の治療の有無と、有の場合の主治医の意見を記載する。

第25条（検察官通報）の場合は基礎前鑑定の実施の有無を記載する。

⑪ 備考

申請、通報または届出時の薬物乱用、アルコールの飲用、措置入院先の選択にかかわる重大な身体合併症の有無、司法処分の有無とその内容などを記載する。

⑫ 事前調査の総合判定

措置診察の要否と、不要の場合の理由を記載する。

（4）データ票案の項目と記載事項

① 整理番号

事前調査書と同じ番号を記載する。

② 文書決裁の年月日

事前調査書を決裁にまわした年月日を記載する。

③ 所属

調査者の所属保健所名をコードする。

④ 申請、通報または届出の年月日

年月日を記載する。

⑤ 適用条文

第23条（一般人申請）、第24条（警察官通報）、第25条（検察官通報）、第25条の2（保護観察所長通報）、第26条（矯正施設長通報）、第26条の2（精神病院管理者届出）、第27条の2（知事職務診察）の別をコードする。

⑥ 対象者

生年月日、年齢、住居の種類、性別、現

在地、保険、職業、事前調査における面接の有無をコードする。

⑦ 保護者または現に本人の保護の任にあっている者

生年月日、年齢、本人との続柄、性別、職業、本人との同居の有無、事前調査における面接の有無をコードする。

⑧ 調査年月日

調査の開始と終わりの年月日を記入する。

⑨ 生活歴、家族構成、家庭の状況等

同居者の有無をコードする。

⑩ 申請、通報または届出となった理由、問題行動、現在の状態等

「幻覚、妄想あるいは明白に病的と思われる行動の有無」、「社会生活における状況認知や判断の障害の有無」、「基本的な生活の維持の困難の有無（睡眠、栄養、清潔の保持、電気・水道・ガスの確保、寒暑・炎熱の防御等）」をコードする。

自傷行為の有無をコードする。

他害行為の有無およびその内容をコードする。

⑪ 精神障害の診断歴

これまでの精神障害の診断をコードする。

⑫ 精神科治療歴

これまでの精神科入院、通院、措置入院の有無と回数をコードする。

⑬ 現在（3ヵ月内）の精神障害の治療

治療の有無をコードする。診断名と番号（精神障害の診断歴と同じ）を記載する。

⑭ 基礎前鑑定の有無

第25条（検察官通報）の場合は、基礎前鑑定の有無をコードする。

⑮ 備考

申請、通報または届出時の薬物乱用、アルコールの飲用、重大な身体合併症の有無、

司法処分の有無をコードする。

⑯ 事前調査の総合判定

措置診察の要否判断をコードする。

⑰ 措置診察の場所

措置診察を行った場所をコードする。

⑱ 同時診察の有無

同時診察の有無（2名の指定医の診察を同時、同所で行ったか）をコードする。

⑲ 保護者同席の有無

措置診察時の、保護者の同席の有無をコードする。

（5）考察のまとめ

本研究は、措置診察の要否判断のための事前調査を適正に実施し、かつ制度運用のモニタリングに役立つような事前調査ガイドライン案と事前調査書案を明らかにするために行った。本研究の成果物である事前調査ガイドライン案、事前調査書案とデータ票案については、さらに保健所等の現場で試行調査を行い、またデータ票の分析による事前調査の運用実態のモニタリングへの活用の可能性の評価などを行う必要がある。

本研究において、事前調査の適正な実施と運用実態のモニタリングを行うことが必要と考えた背景には、措置入院制度の運用実態の把握はまさに行政の果たすべき役割であるという認識に基づくものである。今後は、事前調査から措置解除さらには退院・社会復帰の支援までの全体の流れをモニタリングし、事前調査だけでなく、適正な医療の確保、退院・社会復帰における行政の役割に関する指針を明らかにしていくことが望まれる。

D 結論

申請・通報等の対象者の概要と措置診察の要否判断の判断過程を簡潔に記載でき、かつ制度運用のモニタリングにつながる事前調査ガイドラインと書式案を明らかにするため、5府県の精神保健福祉主管課、保健所等の協力を得て、その試行を行い、得られた意見をもとに事前調査ガイドライン案と事前調査書案をまとめた。

E 健康危険情報

なし

F 研究発表

なし

G 知的財産権の出願・登録状況（予定も含む）

なし

整理番号

事前調査書案

平成 年 月 日

所属
調査者

平成()年()月()日付け、()から「精神保健及び精神障害者の福祉に関する法律第()条()の規定により()があり、事前調査を行ったところ下記のとおりでした。

■属性情報

対象者	フリガナ 氏名	(男・女)	生年 月日	T S H 年 月 日 (満 歳)
	現住所	(自宅・賃貸・福祉施設・その他)		
	所在地			
	保 険	健保・国保・社保・生保・その他 ()		
保護者	フリガナ 氏名	(男・女)	生年 月日	T S H 年 月 日 (満 歳)
	現住所		続柄	
	職 業		面接	有 ・ 無
			面接	有 ・ 無

■事前調査年月日

平成()年()月()日()時()分～平成()年()月()日()時()分

■生活歴・家族構成・家庭の状況等

■申請・通報・届出の理由・問題行動・現況等（簡潔に）

※自傷行為のおそれについては内容と頻度を、他害行為は刑罰法令に触れるレベルのものを記載

■主な治療歴

有 ・ 無 ・ 不明	※有なら以下記入
[1] SH 年 月 日～SH 年 月 日 () 病院	入院（措置・医療保護・任意）・通院 診断名 ()
[2] SH 年 月 日～SH 年 月 日 () 病院	入院（措置・医療保護・任意）・通院 診断名 ()
[3] SH 年 月 日～SH 年 月 日 () 病院	入院（措置・医療保護・任意）・通院 診断名 ()
[4] SH 年 月 日～SH 年 月 日 () 病院	入院（措置・医療保護・任意）・通院 診断名 ()

■現在（3ヶ月内）の精神障害の治療

有 ・ 無 ・ 不明
有の場合の主治医意見

■検察官通報の場合の基礎前鑑定の実施

有 ・ 無 ・ 不明

■備考

※申請、通報または届出時の薬物乱用、アルコール飲用の疑い、措置入院先の 選択にかかわる重大な身体合併症の有無、司法処分の有無とその内容等を記入
--

■事前調査の総合判定

措置入院に関する診察： 必要 ・ 不要
不要な場合の理由

整理番号

データ票案

■事前調査書決済の日付

■所属保健所名

() 保健所 () 保健所 () 保健所
 精神福祉主管課 その他 ()

■申請・通報・届出の日付

■適用条文 (該当するものにチェック)

第23条 (一般人申請) 第25条の2(保護観察所通報) 第27条の2 (知事職務診察)
 第24条 (警察官通報) 第26条 (矯正施設長通報)
 第25条 (検察官通報) 第26条の2 (精神病院管理者届出)

■属性情報

対象者	生年月日	T S H 年 月 日	年齢	満 歳
	現住所	自宅・賃貸・福祉施設・その他 ()	性別	男 ・ 女
	所在地	居住地・発見地・病院・その他 ()	保険	健保・国保・社保・生保・その他
	職業	自営・雇用・無職・その他 ()	面接	有 ・ 無
保護者	生年月日	T S H 年 月 日	年齢	満 歳
	続柄	親族・知人・福祉事務所職員・その他	性別	男 ・ 女
	職業	自営・雇用・無職・その他 ()	同居	本人と同居 ・ 非同居
			面接	有 ・ 無

■調査年月日

■同居者の有無

■幻覚・忘却あるいは明白に病的な行動の有無

1. 有り 2. 無し・ほぼ無し 3. 不明

■社会生活における状況認知・判断の障害の有無

1. 有り 2. 無し・ほぼ無し 3. 不明

■基本的な生活維持の困難 (睡眠・栄養・清潔の保持、電気・水道・ガスの確保、寒暑炎熱の防御等)

1. 有り 2. 無し・ほぼ無し 3. 不明

■自傷行為の有無 ※未遂含まず

1. 有り 2. 無し・ほぼ無し 3. 不明